

第四一回

参第九号

防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(案)
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び政務次官」を「、政務次官及び調達庁の職員」に、「二十七万三千五百七十八人とし、うち本庁にあつては二十七万百九十一人、防衛施設庁にあつては三千三百八十七人」を「二十七万千百一人」に改め、同条第二項中「前項の本庁」を「前項」に改める。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条中自衛隊法第二条、第五条、第三十一条、第四十条及び第四十四条の改正規定並びに同法第四十八条の次に一条を加える改正規定を削る。

附則第一項中「施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に一条を加える改正規定は、第一条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日(以下「防衛施設庁の設置の日」という。)において行政不服審査法(昭和 年法律第 号)がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から」を削り、同項の見出し及び項番号を削り、附則第二項から附則第二十九項までを削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律による改正前の防衛庁設置法等の一部を改正する法律により防衛庁設置法の一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

理 由

第四十回国会において制定された防衛庁設置法等の一部を改正する法律によれば、調達庁は防衛庁本庁建設本部と統合され防衛施設庁が新設されることとなつているが、同国会において、調達庁の職員であつた者の身分取扱い等に関し参議院内閣委員会において附帯決議が行なわれた経緯等にかんがみ、調達庁を従前の通り存置することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。